

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	町田市 就学援助費支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は就学援助費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。
------	--

評価実施機関名

町田市教育委員会

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助費支給事務
②事務の概要	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「学校保健安全法」に基づき以下の事務を行う。 1 政令で定める疾病の治療を学校において指示を受けた医療に要する費用支給事務
③システムの名称	・学務システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項別表の40項(就学援助費支給) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠 ・第44条第1号中、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 ・第127条第1号中、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 ・第163条第1号中、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育部学務課
②所属長の役職名	学校教育部学務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課: 学校教育部 学務課 電話: 042-724-2176 FAX: 050-3161-7996
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおける全ての局面ごとに、リスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用		番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第23条	事前	
平成29年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス		番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令	事前	
平成30年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	田中 利和	峰岸 学	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	
平成31年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数における計数の	平成26年7月25日時点	平成31年1月21日時点	事後	
平成31年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数における計数の	平成26年7月25日時点	平成31年1月21日時点	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	峰岸 学	学校教育部学務課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数における計数の	平成31年1月21日時点	令和1年11月27日時点	事後	
令和2年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数における計数の	平成31年1月21日時点	令和1年11月27日時点	事後	
令和7年4月1日	表紙	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第1の27項(就学援助費支給)、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第23条	番号法第9条(利用範囲)第1項別表の40項(就学援助費支給)、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠第3欄(情報提供者)に「市町村教育委員会」が含まれる項(26、87の項) ・別表第2における情報照会の根拠第1欄(情報照会者)に「市町村教育委員会」が含まれる項(38の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠第19条第1号ナ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、第44条第1号ナ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報照会の根拠第24条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠 ・第44条第1号ナ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 ・第127条第1号ナ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 ・第163条第1号ナ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 市政情報課	総務部 法務課	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		追加	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	